

○飯塚市新規創業者等支援事業費補助金交付要綱

平成30年11月7日

飯塚市告示第318号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚商工会議所が行う創業者支援事業に要する経費の全部又は一部を補助することにより、中心市街地商店街の魅力の向上及び商業の活性化を目的とする飯塚市新規創業者等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条の規定に基づき、本市が作成した基本計画において定められた中心市街地をいう。
- (2) 新規創業者等 新たに創業する者又は既に営んでいる業種と異なる業種を創業する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は飯塚商工会議所とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、飯塚商工会議所が実施する中心市街地の商業の活性化に寄与する事業であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新規創業者等支援事業 新規創業者等に対する創業支援セミナー及び創業費用等補助金の交付を実施する事業
- (2) 空き店舗対策事業 空き店舗あっせん及び空き店舗ツアー等、中心市街地商店街の空き店舗を解消するため実施する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地商店街の商業の活性化に寄与するものとして市長が認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に要する経費のうち、市長が補助の対象として認める経費とする。

(補助事業の変更)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助金の交付決定を受けた事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。